

平成27年五所川原市教育委員会第13回定例会会議録

五所川原市教育委員会

平成27年五所川原市教育委員会第13回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第28号	平成27年12月18日	教育長の青少年赤十字指導講師の兼職及び職務に専念する義務の免除について	平成27年12月18日	原案承認

平成27年五所川原市教育委員会第13回定例会会議録

日時：平成27年12月18日（金） 午後2時56分開会

場所：五所川原市中央公民館 2階 第3会議室

◎議事日程

第 1 開会

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 会期の決定

第 4 前回会議録の承認（12回定例会）

第 5 教育長の報告

第 6 付議案件

1 議案第28号 教育長の青少年赤十字指導講師の兼職及び職務に専念する義務の免除について

第 7 その他

1 第2回五所川原市総合教育会議について

2 金木高等学校市浦分校に係る県教育委員会への要望について

3 県費負担教職員の交通事犯について

4 学習状況調査の結果とその分析について

5 第5回走れメロスマラソンについて

6 平成28年成人式について

◎出席教育長及び委員（5名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	阿 部 育 也 委員
2 番	丁子谷 悟 委員
3 番	木 村 吉 幸 委員
4 番	三 瀨 洋 生 委員

◎説明のため出席した職員（8名）

教育総務課	教育部長 寺 田 建 夫
社会教育課	課長 伊 藤 一 二 三
文化スポーツ課	課長 夏 坂 泰 寛
走れメロスマラソン対策室	課長 葛 西 一
指導課	主幹 加賀谷 尚
学校給食センター	課長 佐々木 瑞 信
図書館	所長 對 馬 隆 博
	館長 山 中 均

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐 福 山 佳 秀
-------	--------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより平成27年五所川原市教育委員会第13回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第2 会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。3番 木村委員、4番 三潟委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第3 会期についてお諮りいたします。会期は本日一日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認(第12回定例会)

○教育長

日程第4、前回の会議録の承認についてであります。御異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議がないようですので、第12回定例会の会議録は承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

それでは日程第5、教育長の報告に入ります。

12月3日に開会した市議会第5回定例会が16日に終了しました。今回は一般質問を通告した6名のうち、4名の議員から教育委員会への質問がありました。主な質問内容は、木村慶憲議員からは「本市における主権者教育への取組みについて」、花田進議員からは「学校給食の位置づけと新給食センターの業務内容について」と「給食費の軽減策等について」、平山秀直議員からは「いじめ問題に関連して現状と対策について」、工藤武則議員からは「地域振興策に関連して、市浦分校を継続できないか」について質問がありました。各議員からの質問と答弁内容については、報告資料として一覧にまとめましたので、参考にいただければと思います。

次に、小学5年と中学2年を対象に8月に実施された県学力学習状況調査の結果が先日16日に公表されました。結果を見ますと、小・中学校も大幅な落ち込みとなっており、衝撃を受けております。五所川原市、県の状況と今後の対策等について後ほど指導課長より説明させます。私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

日程第6、付議案件に入ります。告示の時点で付議案件はなかったようですが、その後、議案第28号が提出されたようですので、担当課より説明を求めます。

○教育総務課課長補佐

議案第28号として提出する「教育長の青少年赤十字指導講師の兼職及び職務に専念する義務の免除について」は、教育長自身に関する議案であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項第6号の規定により、議事に参与できないこととなりますが、ただし書きとして「教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる」とありますので、事務局としましては、議長である教育長がこのまま会議に出席し、発言することについて承認くださるかどうか、委員の皆様にご確認をお願いするものです。

○教育長

只今、事務局より、法律に、本議案について私が参与できない旨規定されていますが、ただし書きにより、委員である皆様からの承認があれば、このまま、議長として参与することができるとの説明がありました。

ここで、お諮りいたしますが、本議案について、ただし書きの規定により、私が参与し、議長として議事を進行することについて、皆様からご意見をいただきたいと思います。

(各委員より「参与して議事を進行してもよいのではないか」との声あり)

○教育長

只今、本議案への私の参与について、承認する意見がありましたので、教育委員会から許可されたとしてよろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

○教育長

許可をいただきましたので、議事を進行して参ります。それでは、改めまして本議案について、担当課からの説明を求めます。

○教育総務課課長補佐

議案第28号 教育長の青少年赤十字指導講師の兼職及び職務に専念する義務の免除について、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

○丁子谷委員

この場合、指導講師の委嘱は、個人に対してなのか、それとも特別職である教育長に対してということになるのでしょうか。

○教育総務課課長補佐

教育長という役職に対して委嘱するのではなく、あくまでも個人を対象として委嘱という形になります。教育委員会に関するものであれば教育長として職務に専念する義務がありますが、この青少年赤十字指導講師については、市の人事課に問い合わせたところ「その範囲外である」とのことでしたので、引き続いて委嘱を受けて続けていくためには、法と条例に定めがあるとおり、職務に専念する義務の免除について本定例会において皆様に承認いただく必要があります。

○丁子谷委員

特別職であれば、基本的には職務以外の個人の役務を受けることができないという規定になっているのでしょうか。

○教育総務課課長補佐

特別職である市長や副市長については、勤務時間や職務に専念する義務を定めた条例がありませんので、兼職禁止についての規定がなく、公務外の個人としての役務に関する制約もありません。ただし、教育長についてはこれと異なり先般「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、新教育長に対して職務に専念する義務に関する条項が設けられたため、市でも一般職であった教育長を特別職にしたうえで、新教育長の勤務時間や職務専念義務の特例に関する条例を制定しました。したがって、市の特別職のうち教育長だけは、公務外の個人としての役務について制約があり、今後もこのような役務に就きたいケースが出てきた場合は、定例会において特例として承認をいただいでいくこととなります。

○丁子谷委員

それでは、定められた勤務時間の中で指導講師として出席した場合は、周りからは教育長として出席しているように見えると思いますが、個人として出席していることになるのでしょうか。

○教育総務課課長補佐

この青少年赤十字の指導講師については、教育長の勤務時間の中での出席が十分に考えられると思われませんが、勤務時間中であっても、指導講師として出席要請された場合はあくまでも個人として出席していることとなります。

○教育長

例えば、金木小学校が赤十字に入っていますが、校長から教育長として式典出席の要請があった場合は職務になり、金木幼稚園での催しに県支部から要請があって出席する場合は個人としてということになります。

このほかに何か御質問等はありませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ほかに御質問等がなければ、議案第28号 教育長の青少年赤十字指導講師の兼職及び職務に専念する義務の免除について、

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第28条を原案のとおり承認することに決しました。

◎その他

○教育長

それでは次に、日程第7 その他に入ります。「第2回五所川原市総合教育会議について」担当課より説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐

第2回五所川原市総合教育会議について、資料を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、次に「金木高等学校市浦分校に係る県教育委員会への要望について」担当課より説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐

金木高等学校市浦分校に係る県教育委員会への要望について、資料を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

○丁子谷委員

1月には高等学校将来構想検討会議から県教育委員会へ答申があるということですが、この要望書に対する回答はその答申の前にもらわなければならないということになるのでしょうか。

○教育長

今月開催の検討会議において答申の案が協議されることになっていますが、この案はこれまで全体で話し合ってきた内容に方向性を出すものであって、具体的にどこの地区の学校を減らすなどというものではなく、案が出たら県教育委員会が各市町村に説明して周ることになっています。ですから、要望書に対する県教育委員会の回答が答申の前でなければならないということではなく、また、このタイミングで要望することが遅すぎるということでもありません。

それでは他に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、次に「県費負担教職員の交通事犯について」担当より説明をお願いします。

○教育部長

県費負担教職員の交通事犯について、資料を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

次は「学習状況調査の結果と分析について」になりますが、市教育委員会の公表方針を超える内容が説明及び話し合いの主となりますので、五所川原市教育委員会会議規則第15条のただし書きの規定により、本件について公開しないことといたします。本件関係者以外は、本件が終了するまで、退出くださるようお願いいたします。

(関係者以外退出) 午後3時25分

～ 五所川原市教育委員会会議規則第15条のただし書きの規定により公開しない
こととした部分については第18条第2項の規定により会議録を別に作成する ～

(退出者の入場) 午後4時10分

○教育長

続きまして、「第5回走れメロスマラソンについて」担当課より説明をお願いします。

○走れメロスマラソン対策室主幹

第5回走れメロスマラソンについて、資料を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

○丁子谷委員

ゼッケン、タイム計測用チップ、荷物預り袋を事前に送るということですが、これまでの大会で、申込みはしても当日参加しなかったという人はどれくらいいたのでしょうか。

○走れメロスマラソン対策室主幹

約1割の方が、申し込んでも当日会場に来ておりません。

○丁子谷委員

そうすると、次回は約1割の方のゼッケンやチップを回収しなければならなくなりますが、できるのでしょうか。

○走れメロスマラソン対策室主幹

大会が終了した後で、「返していただきたい」「返さなければ300円を支払ってもらうことになります」との内容で手紙を出して対応したいと思っています。

○丁子谷委員

紛失して知らぬふり、ということにならないのでしょうか。

○走れメロスマラソン対策室主幹

そうなった場合は、事務局で損失を負うことになると思います。

○丁子谷委員

数も多いでしょうし、なかなか全て回収ということにはならず、こういった回収できないケースも出てくるであろうということを入れておいてほしいという意味でお聞きしたところです。リスクが伴うことではありますが、いかにそのリスクを減らしていくかということを考えていかなければならないと思います。

○文化スポーツ課長

只今お話いただいたとおり、この方法にはリスクがあると思います。ただ、懸案であった当日の事務処理の混雑が解消されるということに結びつきますので、単純に比較はできないものの、事前送付については利点大きいということで実行委員会において決定したものです。同時に、リスクの軽減についても心がけていきたいと思っています。

○教育長

それでは他に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、次に「平成28年成人式について」、担当課より説明をお願いします。

○社会教育課長

平成28年成人式について、説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

○丁子谷委員

今の成人式についてではありませんが、これからは18歳から選挙権があり大人として認められることになるわけですから、成人式の対象について見直しが必要になるのかどうか、また、18歳であれば高校生で大学入試センター試験の時期と重なるのでどうしたらよいのか、今から想定して調べておいてほしいと思います。

○社会教育課長

見直しの必要性も含めて、調べてみたいと思います。

○教育長

それでは他に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、以上をもちまして平成27年五所川原市教育委員会第13回定例会を終わります。
ありがとうございました。

午後4時24分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年12月18日

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

五所川原市教育委員会委員 3番 木村吉幸

五所川原市教育委員会委員 4番 三潟洋生

会議の書記 教育総務課長 伊藤一二三